

第24期 軽井沢町農業委員会 第32回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 13:30</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第32回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。なお、市村会長ですが、本日議会開会中で出席している為、議会終了後に総会出席予定でありますことをご報告いたします。それまでの議事進行については、土屋会長代理をお願いいたします。それでは最初に土屋代理よりご挨拶をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>市村会長に代わりましてご挨拶を申し上げます。委員の皆様、お疲れ様でございます。最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、佐久圏域の感染警戒レベルは「4」から「3」へ引き下げられております。また医療特別警戒は2月10日に解除となりました。外出自粛等を要請する行動制限はございませんので、本日の総会も全委員を参集して開催いたします。</p> <p>さて、1月下旬から2月初旬は大寒波もあり、降雪や気温が低い日が続いておりましたが、中旬以降は気温も上昇し、雪も解け始めております。本年はコロナ禍により停滞していた経済活動も国内への外国人観光客の制限が緩和され今後、農業分野も活性化することが見込まれます。需要回復を願いつつ、心機一転、新たな農業シーズンの到来に向けて種まきや定植等のご準備をお願いいたします。先月の農業者との意見交換会では忌憚のないご意見もありまして、有意義な時間となりました。テーマとした内容は農業委員会でも取り組まなければならないことであり、特に地域計画では皆様が把握している農地所有者、耕作者の情報を反映させていく必要がございます。後ほど事務局より今後の方針をご説明いたします。守るべき農地を目標地図として作成する役割が農業委員会にございますので、何卒、委員の皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただき、また私からのJA関係を含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会32回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。市村会長がただ今よりご出席いたします。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますが、市村会長が不在の為、同規則第17条の規定により、土屋会長代理が議事を進行いたします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>

青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。一名欠席は荒井龍介委員の死去によるものでございます。</p> <p>農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。井出千恵子推進委員より欠席の報告がございました。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号4番の佐藤寛治委員と議席番号9番の小宮山忠一委員の2名にお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>事務局長 「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから6ページをお願いします。_____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は_____農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、_____の_____ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、_____、_____です。権利設定の内容は、_____による_____になります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____の_____は_____を_____として_____より_____、非耕作地はなく、問題はないと思われます。主な作付け品目はキャベツ、レタスでございます。</p>

<p>市村初仁議長</p>	<p>大型農機具関係ですが、_____、_____、_____、_____と なっています。 農作業に従事する者関係についてでございますが、_____います。 次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、_____、_____、となっ ております。 次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、_____となっ ており、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。 農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。 次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面 積）ですが、問題はございません。 次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しませ ん。 次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、周辺 には他の農業者が耕作する農地がないことから影響はございません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号 番号1、について担当委員より説明願います。</p>
<p>委 員</p>	<p>議席番号10番の市村正喜が議案第1号番号1について説明します。_____の____に_____である_____のもと、中里晃推進委員 さん、私とで_____。_____、_____は_____の____ _____でもありました。_____の_____は、_____されましたが、 _____、_____については、_____おりました。____ は_____という_____で、_____の_____と_____をしており、 _____をしていたようです。_____の_____は_____の____ から_____に_____ほど_____、_____の_____にあり ます。_____は_____に_____を_____に_____での_____を _____いたところ、_____が_____、_____を_____の _____を_____いただき、_____を_____させております。しかしその後、____ _____などの_____に_____は_____、_____は_____に_____に____ _____な、_____として_____られたとのことです_____に_____ が、_____を_____が_____で_____られていたようですが、それ から_____に_____の_____をする_____において、_____を譲っ ていただいて_____の_____を_____されたとのことです。_____のこのような_____で、 _____の_____を_____もらって、_____の_____を_____というこ とで、_____があるわけですが、それを_____は_____とし て_____されているみたいです。_____と_____が_____いた_____は、_____に____ して_____に_____されておられますが、その_____だけは_____に_____ _____ってもらいたいということが_____でありました。_____、_____が_____</p>

	<p>されている_____を_____が_____と思われま す。_____にもありますように_____には、_____の_____がおられま して、_____の_____として_____を_____と_____されてお ります。_____としては_____は_____と_____しておりますので、_____の_____を お願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして 採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可 決し、許可します。 次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申 請書」及び議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後申請書」 を議題にします。 事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>計画変更申請を伴う5条申請となる為、議案第2号番号1及び議案第3号番号1 ついてまとめてご説明します。 次第5・6ページ、補足資料8ページから19ページ、をお願いします。 _____でございます。 まず計画変更につきましては、8ページをご覧ください。_____であった _____は_____、_____で_____を受け ましたが、_____の記載のとおり、_____は_____の_____と_____していたのです が、_____が_____で_____を_____する_____で_____を_____しましたが、 _____に_____が_____ことで、_____の_____がなくなり_____に _____おります。 _____、_____が_____で_____を_____したいとの_____がありまし て、_____が_____したことから_____を_____こととなりました。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>次に_____についてですが、_____は_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。_____の_____は、_____ありまして、_____、_____、_____は_____、_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____です。</p> <p>_____でございますが、補足資料 15 ページに_____がございます。_____の_____に_____と_____している_____から_____に_____ほど_____に_____しております。_____は、_____の_____、_____で_____しておりますが、_____で_____が_____になっていた_____、_____が_____を_____、_____を_____したものでございます。_____は_____による_____となります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____、_____、_____、_____で_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では_____から_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議案第 2 号番号 1 及び議案第 3 号番号 1 については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 2 号番号 1 及び議案第 3 号番号 1 について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号 1 3 番の岩井正則が議案第 2 号番号 1 及び議案第 3 号番号 1 についてを説明いたします。_____の_____に_____、_____、_____で_____を行いました。_____や_____についてはさきほどの_____</p>
-------------------------	---

	<p>___のとおりです。___ありますが、___に___を___する___です。___には___な___に___ですが、___の___に___おりまして、その___で___が___います。___はいずれは___でありますが、___の___は___ならないので、___のことです。___や___の___もあり、___の___を___しているとのことです。___の___、___に___もありません。___は___に___おり、___や___など___に___は___でございます。___って___は___と考えます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1及び議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1及び議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1及び議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1及び議案第3号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第3号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号2についてご説明します。次第6ページ、補足資料20ページから40ページ、をお願いします。___でございます。</p> <p>___は___、___、___に___のある___、___です。___は___、___に___のある、___、___、___、___。___は、___、___で、___は、___のうち___です。場所でございますが、___に___がございますが、___の___の___となりまして、___から___、___と___は___に囲まれています。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は、_____になります。転用の目的でございますが、_____は_____を_____でございます。_____にはその_____が_____する_____が_____されておりました、_____が_____する_____にもございます。_____は、_____をはじめ、_____、_____、_____に_____され、_____に_____、_____するために_____の_____に_____や_____の_____を_____います。_____では_____ございまして、_____は_____に_____があり、_____は、_____が_____ございます。_____、_____の_____が_____を_____している為、_____を_____が_____じました。_____し、_____から_____であることや、_____の_____は_____に_____を_____することから_____が_____に_____いないこと_____があり、それを_____が_____でございます。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____が_____で_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われまます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号2については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号2について担当委員より説明願います。</p> <p>推進委員の佐藤が議案第3号番号2についてを説明いたします。_____のIN_____が_____の_____がつかないとのことでしたので、_____は_____でしたが、_____に_____が_____を_____していただき、_____の_____も</p>
-------------------------	---

	<p>あり、_____で_____を_____きました。_____については_____のとおりでございます。_____の_____になります。_____この_____に_____したのかを_____いたします。_____に_____にて_____を_____していただき、_____にある_____が_____し、_____を_____する_____が_____できたということ。またこの_____の_____にあたり、_____の_____を_____に_____した_____、_____を_____したということで、この場所が_____ということでした。_____の_____で_____は_____に_____されていたり、_____、_____の_____や_____の_____が_____されるという_____もありましたが、_____その_____に_____ように_____し、_____を_____すること_____も_____しております。_____に_____は_____に_____、_____は_____を_____と_____、_____には_____の_____、_____を_____を_____している_____もおられますが、_____は_____と_____。_____は_____が_____が_____に_____は_____と_____。_____この_____に_____が_____ないと_____いたしました。_____の_____をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございます。委員、補足説明はございますか。
委員	ありません。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号2についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。賛成全員ですので、議案第3号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第3号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号3についてご説明します。次第6ページ、補足資料41ページから49ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____、_____、_____です。</p>

	<p> _____の_____は、____、____、____、____で、____は、____は____ _____です。____でございますが、補足資料 44・45 ページに位置図がございますが、 _____にある_____の____を_____ほど____し、_____の____ を_____の_____に____した____となります。町の用途地域区分は____ _____地域で、農地法による農地区分は、_____になります。 転用の目的でございますが、_____の_____は_____を_____おり、 _____でも____があります。_____は_____より_____の____に____し、____ への____も____であることや_____が____されていることもあり、_____ が_____の為、_____として_____を行うこととなりました。 権利関係は_____の____となります。それでは農地転用の一般基準について説明 させていただきます。 ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資 力・信用については、_____が____、_____が____、____で 3____ _____となります。 資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。 利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。 次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では 許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。 次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。 次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の_____もございますが、配置図等見る限り問題ご ざいませぬ。 次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や 配置図を見る限り問題無いと思われませぬ。 次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませぬので、 問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農 条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。 また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありませぬ。以上により議 案第 3 号番号 3 については許可できない場合に該当しませぬ。 </p>
市村初仁議長	<p> ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 3 号 番号 3 について担当委員より説明願います。 </p>
委 員	<p> 推進委員の遠山が議案第 3 号番号 3 についてを説明いたします。_____の _____の____、_____は____の____でありましたの で、__と_____の____で____を____ました。____はさきほど_____の____と おりです。この_____は____、_____が分_____でございまして、この _____は、_____となります。____に____があるのですが、被害防除措置 により_____をして____が_____を____ということをして____いたしました。____ </p>

	<p>の___もどんどん___されているような___でありますので、___の___ ___において___があるようなところはないと思われま す。 皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。土屋代理、補足説明はございますか。</p>
土屋会長代理	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第7頁から8項、補足資料は、50頁から51項をお願いします。軽井沢町長より、農業委員会会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。3月の公告分でございますが、新規が3件、3筆、面積は、5,515㎡、内訳は、田が0㎡、畑が5,515㎡です。合計で、3件、3筆、面積は、5,515㎡で、内訳は、田が0㎡、畑が5,515㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の4月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>

委 員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。 よって、議案第 4 号軽井沢町農用地利用集積計画 3 月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。 次に 6、のその他事項に進みます。 (1) の JA 関係、で土屋会長代理をお願いします。
土屋会長代理	農協関係ですが、今後の予定を申し上げます。3 月 3 日、予冷委員会総会が開催される予定です。それから 3 月 6 日、野菜専門委員会、3 月 9 日、野菜価格安定協議会、こちらはこれから農業委員にも通知が出されるということです。出席者は役員です。3 月 10 日、野菜部会の総会を予定しております。それから 3 月 22 日から 24 日の 3 日間、昨年度から新役員となっておりますがコロナ禍ということで、市場巡回ができておりませんので、これで行動制限がなくなったということで京都、大阪方面に 3 日間、市場巡回を実施する予定です。私のほうからは以上です。
市村初仁議長	JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に (2) 支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	「別紙 佐久地域の発展方向」説明
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に (3) 町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	「別紙 令和 5 年度大型トラクター操作技能習得」等説明
市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし

市村初仁議長	なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	事務局長 次第9ページをお願いします。 「説明する。」
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第32回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。
	閉 会 14時55分